



京丹後市商工会だより

Kyotango City Society of Commerce & Industry

京丹後市商工会 〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1
●TEL.0772-62-0342 ●FAX.0772-62-3553
●URL:http://kyotango.kyoto-fsci.or.jp

●網野支所/TEL:72-1863 ●大宮支所/TEL:68-0038
●丹後支所/TEL:75-2222 ●久美浜支所/TEL:82-0155
●弥栄支所/TEL:65-3137 (火・金のみ)



京丹後市商工会

2代目会長に 行待 佳平氏が就任 就任のご挨拶 会長 行待 佳平



このたびの第12回通常総代会において、役員改選により退任された沖田前会長の後任として、会長という大変な重職をお受けすることとなりました。浅学非才の身ではありますが、副会長をはじめ理事の皆さんと共に協力をして、地域商工業の発展に寄与できるよう全力を傾注して努めてまいりたいと思います。

平成27年に京都縦貫自動車道が全線開通し、また、山陰近畿自動車道が大宮まで延伸したことの相乗効果等により、観光入込客数も大きく増加回復や、訪日外国人旅行者の急増、「300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」が日本遺産に認定されるなど、地域資源を活かし、交流人口の拡大と地域経済の活性化に繋げていくことが重要であります。

平成26年の「小規模企業振興基本法」の制定と「小規模事業者支援法」が改正されたことにより、多くの小規模事業者の持続的な発展が図られることになり、小規模事業者の経営の改善、発達を支援することが商工会の役割とされ、本会も支援を推し進めているところであり、今後更に会員事業所の繁栄に資する伴走支援を行い、事業の継続的な発展を強く支援してまいります。

結びに、先の総代会でご承認いただいた、下記9つの重点事業を柱として、より会員満足度の高い商工会にすべく、役職員一同一体となって努力したいと考えております。

会員とともに歩む商工会、地域になくてはならない商工会を目指し、関係機関との連携を密にしながら組織全体の力で事業に取り組んでまいります。会員各位のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

重点事項

- ①巡回指導の徹底充実による会員満足度の向上推進
- ②小規模企業対策事業（国・府・市の施策）の積極的な推進
- ③組織基盤強化対策（会員増強活動・安定的財源確保）の積極的な推進
- ④知恵の経営・経営革新等新たな取り組みに係る経営計画等作成・実行伴走支援
- ⑤丹後地域ビジネスサポートセンター事業の推進
- ⑥各種共済制度増強活動の推進
- ⑦部会活動の活性化推進
- ⑧地域活性化のための意見集約と提案活動の強化
- ⑨事業実施体制の総点検と職員の資質向上

小規模事業者等の経営・技術強化（京都府経営・技術強化支援事業）

エキスパート・バンクが応援します！

この事業は、経営・営業・生産・技術など多くの課題を抱えた「小規模事業者又は創業を予定する者（小規模事業者等）」の要望に応じて、エキスパート（専門家）を直接事業所等に派遣し、専門的・実践的な指導と助言により課題達成を図っていく事業です。

■ご利用いただける方…従業員が商業・サービス業は5人以下。製造業・建設業などは20人以下（従業員数とは、支店・工場等を含む従業員の数となります。創業を予定する方も可能です）

■たとえばこのような相談に……

経営全般

- ▶経営ビジョンをつくりたい
- ▶ビジネスコーチングを受けてみたい
- ▶社内の業務システムを見直したい など

金融対策

- ▶事業計画書を作成したい
- ▶コストダウンを図りたい など

◎ご相談、お問い合わせは…京丹後市商工会本所、または支所まで



平成30年度 京丹後市商工会織物業小規模生産基盤支援事業補助金のご案内



京丹後市と京丹後市商工会では、織物業の振興と発展を図るため織物業の生産基盤整備に係る取り組みに対して、必要な経費の一部を補助し支援します。申請にあたっては京丹後市商工会本所支所までご相談ください。

対象企業	次の①及び②いずれにも該当する方 ①京丹後市内に事業所を有する個人事業者または法人事業者 ②織物業・撚糸業・整経業・紋工業・精練整理加工業
補助事業の対象	織物業及びその関連産業の事業者が小規模な基盤整備のために市内で行う生産設備の新設、更新、改良事業
対象経費	機械装置購入費、備品購入費、外注加工費、運搬費、消耗品購入費等 ※消費税は対象外 ※補助対象経費の合計が3万円未満又は30万円以上の場合は、対象なりません。
補助率等	【補助金額】補助対象経費の3分の1以内の額（千円未満切り捨て） 【上限10万円】 ※但し、同じ事業（取組み）で国や府、市等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、または受けることが決まっている場合は、対象外。
対象事業期間	7月7日～平成31年1月31日までに実施される事業が対象
申請受付期間	7月9日（月）～8月16日（木）
補助金の交付	・補助金は予算の範囲内で交付しますので、交付決定額は申請額を下回る場合があります。 ・交付申請書の提出があっても、申請内容によっては不交付となる場合があります。 ・補助金の支払いは、事業（取組み）終了後の精算払いとなります。
実績報告	※補助事業終了後、30日以内又は、2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書、事業結果報告書、事業収支決算書等を提出すること。 ※事業完了を証明する写真及び、金融機関への振込依頼書の写しもしくは、通帳の該当欄の写し等振込にて精算したことがわかる資料の添付が必要です。
その他	※交付決定前に完了した事業（取組み）や終了した事業は、補助対象外。 ※商工会会員事業所以外の方は「営業実態証明書」の添付が必要です。 「営業実態証明書」の発行には1,500円の発行証明手数料が必要です。 ※補助金を目的外に使用した場合には、交付決定の取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

《お申込み・お問い合わせ先》

京丹後市商工会 本所／☎0772-62-0342 大宮支所／☎0772-68-0038
網野支所／☎0772-72-1863 丹後支所／☎0772-75-2222
弥栄支所／☎0772-65-3137 久美浜支所／☎0772-82-0155

小規模事業者経営改善資金 マル経融資のご案内

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、京丹後市商工会の推薦により、無担保・保証人不要・低金利で融資を受けられる国（日本政策金融公庫）の公的融資制度です。



資金の使いみち	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000万円 ※	
返済期間（うち据置期間）	7年以内（1年以内）	10年以内（2年以内）
利率（年）	1.11%（平成30年6月13日現在）●融資利率は金融情勢により変わります。	
保証人・担保	保証人・担保は 不要 です	

※ご利用金額により、「事業計画書」の作成が必要となる場合があります。
●審査の結果、ご希望に添えない場合もございます。予めご了承ください。
●ご相談を希望される方は、お近くの京丹後市商工会本所・支所にご連絡ください。

お申込みに必要なもの

- 個人事業の方
○前年・前々年の青（白）色決算書及び確定申告書（控）
○所得税、事業税、住民税の領収書または納税証明書
■法人営業の方
○前期・前々期の決算書及び確定申告書（控）
○決算6ヶ月以上経過の場合は最新の試算表
○所得税、事業税、法人住民税の領収書または納税証明書
※設備資金については見積書・カタログなどが必要

ご利用の手続きは簡単です

- ①商工会へご相談、お申込みください。
- ②商工会から日本政策金融公庫へ推薦いたします。
- ③日本政策金融公庫から融資いたします。

ご相談
お申込

推薦
商工会

ご融資
日本政策
金融公庫